



2021年5月26日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター株式会社
代表者名 代表取締役会長 豊田 喜久夫
(コード番号：4088 東証第一部、札証)
問合せ先 上席執行役員
広報・IR 部長 井上 喜久栄
(TEL. 06-6252-3966)

(訂正・数値データ訂正)
「2021年3月期 決算短信〔IFRS〕(連結)」の一部訂正について

2021年5月12日に公表いたしました「2021年3月期 決算短信〔IFRS〕(連結)」の記載内容につきまして、インドの当社子会社であるAIR WATER INDIA PRIVATE LTD. (以下、「AWインディア社」という。)と同国の監査法人であるBSR& Co. LLP (以下、「BSR」という。)との協議が終了し、その結果、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、数値データに訂正がありましたので、訂正後の数値データも送信しております。

記

1. 訂正の理由及び経緯

2021年3月24日に施行されたインドでの税制改正により、同国では税法上、のれんの償却が認められなくなりました。また、この税制改正は、2020年度期首に遡及して適用されることとなりました。

当社は、2021年5月12日に「2021年3月期 決算短信〔IFRS〕(連結)」を公表いたしました。その時点では、本税制改正に伴う会計上の処理について、AWインディア社とBSRとの協議が継続中であり、当社の監査が終了していませんでした。

なお、当社は、この点を除きすべての監査が終了していたことから、決算の内容が定まったと判断し、当該協議の結果によっては、繰延税金負債の計上が必要になり、当連結会計年度における当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益に約47億円の影響が生じる可能性がある旨を決算短信中の注記事項に記載したうえで、決算短信を公表させていただきました。

この度、当社は、インドでの本税制改正によるのれんの税効果会計上の取扱いについて、BSRの指摘を踏まえてAWインディア社の決算を修正し、のれんへの繰延税金負債として48億7千5百万円を計上いたしました。これは、本税制改正によって、のれんの会計上と税務上の簿価に差が生じたため、将来において発生する可能性がある税金に備えて繰延税金負債を計上する必要が生じたものです。

この結果、当連結会計年度における当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益が47億1千5百万円それぞれ減少することとなりましたので、提出済みの決算短信を訂正するものであります。

なお、当該会計処理は税制改正に伴うものであり、営業利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼすものではありません。また、配当金額及び2022年3月期の連結業績予想にも変更はありません。

2. 訂正箇所

訂正箇所には下線を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから訂正後の決算短信の全文を添付しております。

以 上